

令和7年11月1日

## 鈴木ヘルスケアサービス株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 期間 令和7年11月1日～令和10年10月31日

2 内容

目標1 令和10年度までに女性職員の育児休業取得率を100%を維持し、男性職員の育児休業取得率を50%とする。

対策1 制度の周知と意識啓発

令和8年4月 育児休業、出生時育児休業（産後パパ育休）、子の看護休暇など、男性も取得できる制度の内容をわかりやすくまとめ、社内報・掲示板・会議で周知する。  
男性職員が取得しやすい雰囲気づくりのため、取得者の事例紹介を行う。

対策2 管理職への研修・意識づけ

令和8年6月 管理者・リーダー層を対象に、男性の育児休業取得促進に関する研修を実施する。  
部下からの取得希望を尊重し、円滑に業務調整できる体制を整える。

対策3 職場環境の改善

令和9年4月 チーム内での業務分担の見直しを行い、育児休業取得者が出ても業務が滞らない仕組みをつくる。

目標2 令和10年度までに1人あたりの月平均時間外労働時間を3時間未満にする。年次有給休暇の取得率を75%とする。

対策

令和8年 4月 労働時間の実態把握と業務の見直しを行う。また、現在の月1回実施しているノー残業デーの現状を把握する。

令和9年 4月 有給休暇の取得状況を定期的に確認し、未取得者へ個別に取得を促す。  
ノー残業デーを月2回実施する。  
社員への周知を行う。